

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護職員等処遇改善加算等に関する
様式例の一部差替について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1331

令和6年 11 月29 日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3948)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 29 日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員等処遇改善加算等に関する様式例の一部差替について

介護職員の処遇改善については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 6 年 3 月 15 日付老発 0315 第 2 号厚生労働省老健局長通知）においてお示しし、処遇改善計画書等の様式の電子媒体について、厚生労働省のホームページにおいて公表したところです。

このたび、別紙様式 2（処遇改善計画書）及び別紙様式 3（実績報告書）について、計算式の一部に誤りがあったため、修正の上（※1）、本日、厚生労働省のホームページ（※2）に掲載する様式の差替を行いました。

今後は、差替後の様式を御活用いただくよう、管内の事業所等への周知を徹底いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

※１：具体的な修正内容

シート	セル	修正の趣旨
別紙様式２－３	AK14～AK413	令和６年５月以前に旧３加算を算定しておらず、６月以降新たに新加算を算定する場合も、「新加算Ⅳ相当の加算額の見込額の１／２」が算出されるよう修正。
別紙様式２－４	AM14～AM413	令和６年５月以前に旧３加算を算定しておらず、６月以降新たに新加算を算定する場合、「新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の新加算の見込額」が算出されないよう修正。
別紙様式３－１	AK189、AK190	M82 セルをチェックした場合、セルが空欄となるよう修正。
別紙様式３－２	N 6	「旧特定加算の加算額」に V8, V9 の値が含まれないよう修正。
別紙様式３－３	R14～R113	令和６年５月以前に旧３加算を算定しておらず、６月以降新たに新加算を算定した場合、「新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の新加算の見込額」が算出されないよう修正。
別紙様式３－３	Z14～Z113	令和６年５月以前に旧３加算を算定しておらず、６月以降新たに新加算を算定し、令和６年度中に区分変更を行った場合、「新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の新加算の見込額」が算出されないよう修正。 令和６年度中に月額賃金要件Ⅱが要件となる区分変更を行った場合、「新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の新加算の見込額」が算出されるよう修正。
別紙様式３－３	V14 ～ V113、 AC14～AC113	６月以降新たに新加算を算定した場合も「令和６年度に増加した加算額（令和５年度の加算率と比較）」が算出されるよう修正。

※２：厚生労働省ホームページ（最新の別紙様式２及び３の媒体を掲載）

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/apply.html>